

(別紙)

主な取組内容の実施基準

1. 効率的機械利用体系構築事業

【生産効率化プラン作成上の要件】

- ① 担い手（基幹的農業者。コントラクター及び機械利用組合を含む。）への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。
- ② 原則として5戸以上の農業者により作成されること。
- ③ 担い手を明確化すること。
- ④ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。
- ⑤ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て担い手を実施すること。

取組内容	助成単価	助成率	助成対象者	対象範囲	内容別要件・留意事項
機械・機器のリース導入		本体価格（税抜き）の1/2以内	○農業者 ○農事組合法人 ○農事組合法人以外の農業生産法人 ○特定農業団体 ○その他農業者の組織する団体 ○農業協同組合 ○農業サービス事業体 ○公社	○農業用機械等のリース導入 ・耕うん耕地用機具などアタッチメントを含む。 ・本体価格が50万円以上のものに限る。 ・農業以外に使用可能な汎用性の高いものや、中古機械のリースは対象外。	○担い手への農地の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化に必要なものとする。 ○秋田県特定高性能農業機械導入計画で定められた利用下限面積を満たすこと。 ○助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払う。
機械・機器を再利用するための補改修		1/2以内		○農業用機械・機器のオーバーホール ・地域協議会で定めた対象機械・機器の一部品であること。 ・本体価格が50万円以上のものに限る。	○上記の集約化により担い手以外の者が所有する機械・機器を担い手が再利用するために必要なものとする。 ○原則として耐用年数以内のものとする。
機械・機器の廃棄	一台当たり2万円以内	定 額		○農業用機械・機器の廃棄 ・地域協議会で定めた対象機械・機器であること。 ・本体価格が50万円以上のものに限る。	○上記の集約化による担い手以外の者が所有する機械・機器の廃棄とする。 ○原則として耐用年数を超えるものとする。 ○廃棄したことを証明する書類を添付すること。

2. 高収益品目等導入支援事業

【高収益プラン作成上の要件】

- ① 原則として、生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。
- ② 条件不利地域（実施要領別紙1の8の(2)参照）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができることとするが、その場合は、5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ha以上となること。

取組内容	助成単価	助成率	助成対象者	対象範囲	内容別要件・留意事項
機械・機器のリース導入		本体価格（税抜き）の1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者 ○ 農事組合法人 ○ 農事組合法人以外の農業生産法人 ○ 特定農業団体 ○ その他農業者の組織する団体 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業用機械等のリース導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耕うん耕地用機具などアタッチメントを含む。 ・ 本体価格が50万円以上のものに限る。 ・ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものや、中古機械のリースは対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高収益品目等の生産体系の実現に必要なものとする。 ○ 秋田県特定高性能農業機械導入計画で定められた利用下限面積を満たすこと。 ○ 助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払う。
資材の購入	標準的なパイプハウスに係る単位面積当たりの資材費等の上限（税抜き） 〈園芸用パイプハウス〉 9,059円/m ² ※上記以外については適正な現地実行価格	定 額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業協同組合 ○ 農業サービス事業体 ○ 公社 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資材の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象作物の導入に必要なものであって地域協議会で定めた資材であること（パイプハウスのパイプ、フィルム、永年生作物等の苗木等）。 ・ 肥料、農薬等、毎年度必要となる資材は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高収益品目等の導入の際に必要なものとする。 ○ 領収書等を添付し精算払い。
補助暗渠等の施工	モミガラ補助暗渠の整備に係る上限事業費（税抜き） 〈委託施工〉 24,000円/10a 〈直営施工〉 19,200円/10a ※上記以外については適正な現地実行価格	定 額		<ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易な栽培環境の整備（モミガラ補助暗渠等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業労賃、資材費、機械利用費等が対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ モミガラ補助暗渠の整備については、県の「戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業」のモミガラ補助暗渠単独施工型の基準・要件等を満たすこと。

3. 集出荷・加工処理体制合理化推進事業

【集出荷・加工処理合理化プラン作成上の要件】

- ① 複数の施設を再編整備するものであり、機能を集約する施設を決定すること。
- ② 機能を集約させる施設の受益者が農業者5戸以上であること。
- ③ 再編整備による効率化により、機能を集約する施設の集出荷・加工処理に係るコストが現状より1割以上削減する目標を設定すること。
- ④ 機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること。

取組内容	助成単価	助成率	助成対象者	対象範囲	内容別要件・留意事項
機器・設備のリース導入		本体価格(税抜き)の1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ○農業協同組合連合会 ○農業協同組合 ○民間事業者 ○公社 ○事業協同組合連合会及び事業協同組合 ○再編協議会 ○農事組合法人 ○農事組合法人以外の農業生産法人 ○特定農業団体 ○その他農業者の組織する団体 	<ul style="list-style-type: none"> ○機器・設備のリース導入 <ul style="list-style-type: none"> ・本体価格50万円以上のものに限る。 ・工事費用は対象外。 ・建物の新設・改修は対象外。 ・機能を集約させる施設は、強い農業づくり交付金の整備対象施設(乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、畜産物処理加工施設、自給飼料関連施設、乳業再編等整備に関連する施設)であること。 ・用途変更する施設は農業専用施設への変更に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○下記に必要な機器・設備のリース導入とする。 <ol style="list-style-type: none"> ①機能集約を行う集出荷・処理加工施設の機能強化 ②上記の機能集約に伴う既存施設の用途変更 ○秋田県特定高性能農業機械導入計画で定められた利用下限面積を満たすこと。 ○助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払う。
既存機器・設備の廃棄		1/3以内	※助成対象者の要件の詳細については実施要領第2の2を参照	<ul style="list-style-type: none"> ○既存機器・設備の廃棄 <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を超過したものが対象。 ・本体価格50万円以上のものに限る。 ・建物は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集出荷・処理加工施設の機能集約に伴う既存施設の用途変更に必要なものとする。 ○財産処分処理を確実に実施すること。 ○領収書等を添付し精算払い。